

社会福祉法人はらからの家福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はらからの家福社会の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものである。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、その職務に対し月額 5,000 円を支払うことができる。

- 2 1項で支払う金額は、1カ月あたり 15,000 円を上限とする。
- 3 監事が法人及び施設の監査にあたった場合は報酬として 10,000 円を支払うことができる。
- 4 監事が法人及び施設の監査にあたった場合は、交通費の実費を旅費として支払うことができる。

(役員及び評議員の旅費)

第3条 役員（理事及び監事）が理事会に出席したときは旅費として 2,000 円を支払うことができる。

- 2 役員（理事及び監事）が法人及び事業運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、交通費の実費を旅費として支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは旅費として 2,000 円を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会出席のほかに法人及び事業運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、交通費の実費を旅費として支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が業務により出張する場合は、下記により旅費等を支払うことができる。

- (1) 宿泊料は実費精算とし、上限を一夜につき 10,000 円とする。
- (2) 鉄道・船舶・航空・車料金として必要な交通費
- 2 原則として出張終了後支払う事とするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員及び評議員はこの規程を適用しない。

(その他)

第6条 上記報酬については、税抜金額とする。

- 2 税率については、支給時の税率を適用する。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成17年 3月26日改正 平成17年 4月 1日より施行する。

この規程は平成18年 9月16日改正 平成18年10月 1日より実施する。

この規定は平成22年10月22日改正 平成22年11月 1日より実施する。

この規程は平成25年10月18日改正 平成25年11月 1日より実施する。

この規程は平成29年 6月15日改正 平成29年 7月 1日より実施する。